



ひとり親家庭等医療費

現在お持ちの受給者証は7月31日で有効期限が満了します。8月以降の資格を判定するため、平成21年中(1月～12月)の所得審査をしますが、21年中に受けた養育費の8割を所得として計算することになります(児童扶養手当制度に準じます)。年間所得額と養育費の8割の合計が「236万円十扶養人数×38万円」以上の場合は、養育費の申告が必要です。申告がない場合は、養育費を受け取っていないものとして審査しますが、後日変更があった場合は、さかのぼって資格喪失・給付金返還になる場合もありますのでご注意ください。

申告期限 7月16日(金) ※申告には印鑑が必要です

申告・問合せ こども家庭課 72・3128

歯科検診・フッ素塗布

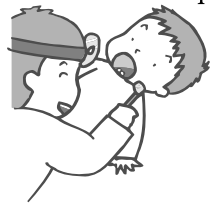
対象 おおむね0歳～4歳児
※フッ素塗布は前回から6カ月経過後

日時 0・1・3歳代 7月21日(水)10時～11時 / 2・4歳代 7月27日(火)10時～11時

場所 りんくる

持ち物 母子健康手帳、歯ブラシ

問合せ 保健推進課 72・3124



乳幼児等医療費

現在お持ちの受給者証は、7月31日で有効期限が満了します(一部の方を除く)。新しい受給者証は7月中にお送りしますが、7月末まで届かない場合はお問い合わせください。

問合せ こども家庭課 72・3128

年中さん健康相談(予約制)

市では、本年度5歳を迎えるお子さんを対象とした健康相談を実施します。お子さんの成長発達の確認の場として、また、育児や小学校入学に向けての相談の場としてぜひご利用ください。

対象 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれのお子さん

日時 8月11日(水)9時30分～12時

場所 りんくる

内容 歯科検診、フッ素塗布、問診、集団遊び(保護者の方には食育と就学に向けてのお話をします)

申込期間 7月1日(木)～16日(金)

健康・福祉

そのほか 本年度は在園児を対象にまきば保育園と花川わかば幼稚園でも実施します

申込・問合せ 保健推進課 72・3124

心の健康相談(予約制)

不眠、気持ちの落ち込み、引きこもり、ひどい物忘れ、お酒がやめられないなど、本人や家族の心の健康について精神科医師・保健師が応相談。

日時 7月13日(火)14時～16時

場所・申込・問合せ 江別保健所 石狩支所(花川北7・1) 74・1142

AED救急法講習会

家庭や地域およびレジャー先での思いがけない事故や病気から自分自身を守り、急病人やケガ人を正しく救助して救急隊員などに引き渡すまでの応急の手法ができるように、知識と技術を習得します。

対象 15歳以上の市民

日時 7月23日(金)13時～17時

場所 りんくる

講師 日本赤十字社救急法指導員

定員 10人(申込多数時抽選)

費用 無料

申込締切 7月14日(水)

第22回参議院議員通常選挙

投票日 7月11日(日)
投票時間 7:00～20:00(一部地域は7:00～18:00)
※投票所入場券に投票所・時間が記載されています
※投票当日は、22:00から市HPで開票速報を掲載します
※第8投票所は双葉小学校です

石狩市で投票できる方

平成22年3月23日までに石狩市に転入届け出のあった方
平成22年7月12日までに生まれた方
※いずれも6月23日現在、引き続き3カ月以上、市内に住所を有する方

投票所変更のお知らせ

第9投票所 改修工事のため「旧紅葉山小学校」→「花川北コミセン」に変更

期日前投票

仕事、レジャー、冠婚葬祭等で投票日に投票所に行くことができない方は、期日前投票制度をご利用ください。すでに投票入場券が届いている方はお持ちください。入場券が届いていなくても石狩市で投票できる方であれば投票できます。

日時 6月25日(金)～7月10日(土)
問合せ 選挙管理委員会事務局 72-3146
☒senkyo@city.ishikari.hokkaido.jp

成人検診(集団) 9～11月実施分

検診区分(種類)	実施日程	検診会場
① 胃がん・肺がん・大腸がん・39健康診査・特定健康診査・後期高齢者健康診査・生活機能評価・肝炎検診	9月25日(土) 26日(日)	りんくる
	10月23日(土)	
② ①+子宮頸がん	10月22日(金)	
③ 乳がん・骨粗しょう症・歯周病検診	10月24日(日)	
④ ①+結核検診	10月7日(木)	花川南第2会館
⑤ 子宮頸がん・乳がん	10月9日(土)	南3条会館

検診区分(種類)	実施日程	集合場所
胃がん・肺がん・大腸がん・39健康診査・特定健康診査・後期高齢者健康診査・生活機能評価・肝炎検診・子宮頸がん・乳がん・骨粗しょう症	9月30日(木)	花川中央会館 花川南会館
	11月4日(木)	緑苑台グリーン会館 紅葉山会館
	11月9日(火)	八幡コミセン りんくる
	11月12日(金)	高岡ふれあい研修センター りんくる

対象・料金など、詳しくはお問い合わせいただくか、市HPや広報いしかり4月号をご覧ください

予約受付開始日 7月14日(水)～
受付時間 8:45～17:15(土日祝日を除く)
申込方法 電話または窓口で申し込み

定員になり次第キャンセル待ちとなります。受付初日は大変込み合いますのでご了承ください

申込・問合せ 保健推進課 72-3124 ☒hokens@city.ishikari.hokkaido.jp



申込・問合せ 日赤石狩市地区事務局(石狩市社会福祉協議会内) ☎72・8181
☎74・2008

街頭献血

日時 7月27日(火)14時~17時
場所 イオンスーパーセンター石狩緑苑台店(緑苑台中央1)
問合せ 市献血推進協議会 ☎72・3127

救急医療情報キットを全世帯へ配布します

自宅で具合が悪くなり、救急車を呼ぶ「もしも…」のときの安全と安心を守ります。必要な医療情報を用紙に記入し、自宅の冷蔵庫に保管することで、万が一の場合、駆けつけた救急隊が医療情報を知ることができます。7月より市内の全世帯を対象に配布しますので、ぜひご活用ください。

問合せ 市社会福祉協議会 ☎72・8184



子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券

対象者へは、6月中旬に無料クーポン券・検診手帳を個別に郵送しています。

対象 4月20日時点で石狩市に住民登録・外国人登録をしている女性で、昨年4月2日~本年4月1日までに次の年齢となった方
○子宮頸がん検診 20・25・30・35・40歳
○乳がん検診対象 40・45・50・55・60歳

※本年4月21日以降に石狩市に転入された方で、対象の方にはクーポン券を発行しますので、ご連絡ください
問合せ 保健推進課 ☎72・3124

介護保険利用者の負担限度額の認定

介護保険施設に入所、または短期入所利用者の居住費や食費の負担限度額は、本人および世帯員の市民税課税状況と所得に応じて設定されます。

対象 市民税非課税世帯の方
※すでに認定証をお持ちで継続利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

申請に必要なもの 申請書、介護保険被保険者証
申込・問合せ 高齢者支援課 ☎72・6121

高齢者等訪問事業を実施します

民生委員や町内会・自治会役員が左記の自宅を訪問し、市が平成16年度より実施している「災害時要援護者支援制度」の説明および登録の呼び掛けと、福祉サービスを利用する際に連絡先が一目で分かる「保健福祉窓口早分り表」を配布します。登録等についてご理解・ご協力をお願いします。

- 対象 ①70歳以上の方のみで構成する世帯に属する方
②身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けた方
③療育手帳(A判定)の交付を受けた方
④要介護度が3以上の方

※社会福祉施設等に入所の方、医療機関に長期入院されている方を除きます
問合せ 福祉総務課 ☎72・3127 / 民生委員児童委員連合協議会事務局(市社会福祉協議会内) ☎72・8184

後期高齢者医療制度の保険料

平成22年度の保険料額は、7月上旬に個別にお知らせします。
対象 75歳以上の方と一定の障がいのある65歳以上の方

支払方法

■年金から差し引き(特別徴収)…4月から新たに年金からの差し引きが開始された方、本年2月に年金差し引きとなっている方が対象です。特別徴収決定通知書を郵送します。
※保険料の変更などにより納付書払いに変わる場合があります
※申し出により口座振替に変更することができます

■納付書払い・口座振替(普通徴収)…7月上旬に郵送される納付書で金融機関にて支払います。また、口座振替で支払う方には振替先情報を記した保険料決定通知書・納入通知書を郵送し、各納期に自動的に振り替えます。

これから後期高齢者医療制度に加入する方

被保険者証(保険証)は、誕生日の前日までに郵便でお送りします。保険料は、誕生日の属する月から発生します。7月以降に75歳になる方には、誕生日の属する月の翌月に保険料決定通知書・納入通知書を郵送します。

保険料の軽減措置があります

■均等割の軽減…加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前(年額)	軽減後(年額)
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下でほかの所得がない	9割軽減	44,192円	4,400円
33万円	8.5割軽減		6,628円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減		22,096円
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減		35,353円

■所得割の軽減…加入者個人の所得で判定します。所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、5割軽減となります。

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減…加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。均等割が9割軽減(年額4,400円)となります。所得割はかかりません。

災害などで重大な損害を受けたときや失業その他特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方については、保険料が減免となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 国民健康保険課 ☎72-3125
✉kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp